

一般財団法人愛知県バスケットボール協会
2019年度 臨時評議員会 議事録

1. 臨時評議員会の決議があったものとみなされた日
2020年4月10日（金）

2. 決議事項を提案した者の氏名
専務理事 門川 浩人
理事 出原 竜彦

3. 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
常務理事 野村 馨

4. 臨時評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

【審議 第1号 会長の選任について】

本会役員選考委員会からの答申を受け、またそれについて理事会にて審議を行った結果、2020年度及び2021年度の一般財団法人愛知県バスケットボール協会会長候補者として加藤 宣明 氏 を推挙することとなった。

以上、臨時評議員会において承認し、加藤 宣明 氏 を2020年度及び2021年度の一般財団法人愛知県バスケットボール協会会長候補者とした。

【審議 第2号 定款の一部変更について】

一般財団法人愛知県バスケットボール協会定款を、一部変更することとする。

【報告 第1号 2020年度事業計画（総括・会議日程・競技日程）について】

当該資料について、当法人理事会に提出し、一般財団法人愛知県バスケットボール協会2020年度事業計画として承認されたことを報告した。

【報告 第2号 2020年度収支予算書について】

当該資料について、当法人理事会に提出し、一般財団法人愛知県バスケットボール協会2020年度収支予算書として承認されたことを報告した。

【報告 第3号 諸規程の改定について】

当該資料について、当法人理事会に提出し、基本規程、役員候補者の選考に関する規程、会議及び大会運営における役員・委員の旅費と日当等に関する規程の一部改定、及び新たに事務局長規程の制定について承認されたことを報告した。

2020年3月28日、専務理事 門川 浩人 が臨時評議員会の決議の目的である上記事項についての提案を行い、2020年4月10日、当該提案について、評議員全員から書面による同意の意思、また異議のないことを確認したので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条1項の規定及び当法人定款第22条の規程（決議の省略）に基づき、決議事項を可決する旨の臨時評議員会の決議があったものとみなされた。

また、専務理事 門川 浩人、理事 出原 竜彦 が臨時評議員会の報告事項である上記について報告を行い、2020年4月10日、当該報告事項について、評議員全員から書面により当該事項を評議員会に報告することを要しないことについて同意の意思を確認したので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第195条の規定及び当法人定款第22条の規程（決議の省略）に基づき、当該報告事項の臨時評議員会への報告があったものとみなされた。

上記のとおり臨時評議員会の決議の省略を行ったので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第193条の規定に基づき、臨時評議員会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成した。

以上